

住民監査請求に係る陳述等の実施に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第 7 項及び第 8 項に規定する陳述等の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(陳述を聴取する監査委員)

第 2 条 陳述の聴取は、監査委員全員の下で実施するものとする。ただし、全員の出席がなくても支障がないと認められる場合又は緊急を要する等やむを得ないと認められる場合には、全員の出席によらず聴取することができる。

2 前項ただし書の場合には、監査委員の合議により、陳述を聴取する監査委員を決めて、当該監査委員が聴取するものとする。

(請求人の陳述の機会の設定)

第 3 条 監査委員は、住民監査請求の受理を決定した場合においては、速やかに請求人の陳述の機会を設定し、その期日、場所等を請求人に、書面により通知するものとする。

2 請求人が陳述を行わない旨の書面をあらかじめ監査委員に提出している場合又は前項の規定による通知に対して、請求人から、書面により陳述しない旨の回答があった場合においては、陳述の機会は設定しないものとする。

(請求人による証拠の提出)

第 4 条 請求人は、請求に係る証拠を提出しようとする場合は、陳述の日（陳述を行わない場合においては、請求の日から起算して 2 週間を経過する日）までに提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると監査委員が認めた場合はこの限りではない。

2 証拠の提出は、郵送又はこれに準ずる方法によることができる。

(関係職員等の陳述の場の設定)

第 5 条 監査委員は、住民監査請求の受理を決定した場合においては、速やかに市長その他の執行機関又は職員（以下「関係職員等」という。）の陳述の場を設定し、その期日、場所等を関係職員等に、書面により通知するものとする。

2 前項の規定による通知には、期日を定めて関係職員等が意見書を提出するよう記載するものとする。

(請求人の陳述)

第6条 請求人の陳述は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる。

- (1) 請求人から、書面により非公開の要請があったとき。
- (2) 公開することにより、個人のプライバシー等を侵害するおそれがあると監査委員が判断したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、公開することが請求人の陳述の円滑な運営の支障となると監査委員が判断したとき。

2 陳述は、請求人又はその代理人に行わせるものとする。ただし、代理人が陳述を行う場合は、陳述の日までに請求人の委任状を提出させるものとする。

3 請求人が複数の場合、監査委員は、陳述をする者の人数を制限することができる。この場合、請求人は、陳述人を選定して、監査委員の定める期日までに、書面により監査委員に通知しなければならない。

4 陳述人は、監査委員の指示に従って陳述を行うものとする。

5 陳述の時間は、陳述をする者の人数にかかわらず、おおむね1時間以内とする。

(関係職員等の立会い)

第7条 請求人の陳述を聴取するときは、第4項に定める場合を除き、関係職員等に陳述に立ち会う機会を与えるものとする。

2 立会人は、監査委員の指示に従わなければならない。

3 監査委員は、必要があると認めるときは、立会人に対して、陳述の内容に関する意見を述べる機会を与えることができる。

4 監査委員は、前条第1項各号のいずれかに該当する場合は、関係職員等の立会いを制限し、又は認めないことができる。

(関係職員等の陳述)

第8条 関係職員等の陳述は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる。

- (1) 公開することにより、本市の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると監査委員が判断したとき。
- (2) 公開することにより、個人のプライバシー等を侵害するおそれがあると監査委員が判断したとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、公開することが関係職員等の陳述の円滑な運営の支障となると監査委員が判断したとき。

2 陳述人は、監査委員の指示に従って陳述を行うものとする。

3 陳述の時間は、陳述をする者の人数にかかわらず、おおむね1時間以内とする。

(請求人の立会い)

第9条 関係職員等の陳述を聴取するときは、第6項に定める場合を除き、請求人に陳述に立ち会う機会を与えるものとする。

2 立会いは、請求人又はその代理人に行わせるものとする。ただし、代理人が立ち会う場合は、立会いの日までに請求人の委任状を提出させるものとする。

3 請求人が多数で、全員が立ち会うことができないと認められるときは、監査委員は、立会いの人数を制限することができる。

4 立会人は、監査委員の指示に従わなければならない。

5 監査委員は、必要があると認めるときは、立会人に対して、陳述の内容に関する意見を述べる機会を与えることができる。

6 監査委員は、前条第1項各号のいずれかに該当する場合は、請求人の立会いを制限し、又は認めないことができる。

(陳述における傍聴)

第10条 監査委員は、陳述の傍聴を許可することができる。ただし、第6条第1項ただし書又は第8条第1項ただし書の規定により、非公開とされた場合においては傍聴を認めないものとする。

2 傍聴する者(以下「傍聴人」という。)の定員は5人とする。ただし、やむを得ない事情があると監査委員が認めた場合はこの限りではない。

3 傍聴人は、静粛を旨としなければならない。

(禁止事項)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者には、陳述、陳述の立会い及び陳述の傍聴を認めないものとする。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 凶器その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者

(3) プラカード、のぼり、旗の類を掲げている者

(4) はちまき、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケンの類を着用している者

(5) 前各号に定めるもののほか、陳述の円滑な運営を妨げるおそれがあると認められる者

(遵守事項)

第12条 陳述人、立会人又は傍聴人は、次の各号を守らなければならない。

- (1) 陳述や意見表明に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑その他騒がしい行為を行わないこと。
- (3) 所定の陳述場所以外、立会場所以外又は傍聴場所以外の場所に立ち入らないこと。
- (4) 携帯電話その他の情報通信に関する機器の電源を切ること。
- (5) 喫煙又は飲食をしないこと。
- (6) 監査委員の指示に反する行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、陳述会場の秩序を乱し、又は陳述の妨害となるような行為をしないこと。

2 監査委員は、陳述人、立会人又は傍聴人が前項に掲げる事項を遵守しない場合においては、陳述人、立会人又は傍聴人に退場を命じ、又は陳述を中止することができる。

(陳述の状況による立会人又は傍聴人の退場)

第13条 監査委員は、陳述の状況から、立会い又は傍聴がふさわしくないと認めたときは、立会人又は傍聴人に対して退場を命ずることができる。

(陳述の撮影及び録音)

第14条 監査委員が許可した場合を除き、陳述人、立会人及び傍聴人は、陳述中の写真、ビデオ等の撮影及び録音を行ってはならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、陳述等の実施に関し必要な事項は、監査委員の合議により決定する。

附 則

この要綱は、平成27年1月20日から施行する。

附 則 (令和2年1月6日監委要綱第1号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。